

報道関係者 各位

旧耐震木造建築物の解体を支援します 県内初の新補助制度で地域の安全を強化

昭和56年5月までに建てられた木造建築物で、耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された場合は、一定の条件を満たす場合に限り除却工事（解体）に対して補助金を交付していました。

今回、新設する補助制度では対象範囲を拡大することで、地震に強いまちづくりを進めるとともに、空き家の解消、土地の利用促進を図ります。

1 既存制度との比較

	現 在	新 設
補助の対象	旧耐震基準の木造 <u>戸建住宅</u> で、上部構造評点が1以下のもの	旧耐震基準の木造建築物で、 <u>戸建住宅に限らず長屋等も対象</u> に含め、上部構造評点が1以下のもの
	補助金の申請者が <u>対象住宅に居住</u> していること	補助金の申請者が居住していることは条件ではなく、 <u>対象物件を所有している市外住民、企業等</u> も想定
	除却後、新耐震基準の建物に <u>住み替えることが必要</u>	申請者が居住していることを条件としないため、 <u>住み替えの必要なし</u>

2 開始日 2025年4月1日（予定）

3 補助額 最大20万円

4 担当課 春日市 都市整備部 都市計画課 計画担当 担当者名 緒方（おがた）
春日市原町3-1-5
TEL 092-584-1111(代) FAX 092-584-1143
E-mail tosi@city.kasuga.fukuoka.jp

【リリースに関する問い合わせ】

春日市 経営企画部 秘書広報課 広報広聴担当

〒816-8501 福岡県春日市原町3丁目1番地5

電話 092-584-1111(代)

Fax 092-584-1145

E-mail koho@city.kasuga.fukuoka.jp

Web <https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/>